

第 7 9 号議案

中野区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中央図書館の分室を新設するとともに、本町図書館及び東中野図書館を廃止し、中野東図書館を新設する必要がある。

中野区立図書館条例の一部を改正する条例

第1条 中野区立図書館条例（昭和39年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 中央図書館に次のとおり分室を設置する。

名称	位置
中野区立中央図書館みなみの小学校分室	東京都中野区弥生町四丁目27番11号
中野区立中央図書館美鳩小学校分室	東京都中野区大和町四丁目26番5号
中野区立中央図書館中野第一小学校分室	東京都中野区本町三丁目16番1号

第2条中「中央図書館」の次に「（前条第2項の分室を含む。）」を加える。

別表に次のように加える。

中央図書館みなみの小学校分室	1 月曜日、水曜日及び金曜日（その日が休日に当たるとき又は当該分室が所在する中野区立小学校の休業日で委員会が別に定める日に当たるときを除く。）	午前10時から午後7時まで
中央図書館美鳩小学校分室		
中央図書館中野第一小学校分室	2 1に定める休館日のほか、中央図書館の休館日に当たる日	

第2条 中野区立図書館条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中野区立本町図書館の項及び中野区立東中野図書館の項を削り、同表に次のように加える。

中野区立中野東図書館 東京都中野区中央一丁目4番2号

別表中 「中央図書館
本町図書館
野方図書館
江古田図書館」 を 「中央図書館
野方図書館
江古田図書館」 に、 「南台
鷺宮
東中
上高

図書館
図書館
野図書館
田図書館」 を 「南台図書館
鷺宮図書館
上高田図書館
中野東図書館」 に改め、同表開館時間の欄

中「中央図書館」の次に「及び中野東図書館」を加える。

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和3年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年11月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第1条第2項の表に規定する中野区立中央図書館の分室の利用開始は、令和3年4月20日からとする。
- 3 第2条の規定による改正後の第1条第1項の表に規定する中野区立中野東図書館の利用開始は、令和4年2月1日からとする。